◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 第一章　総則（社会福祉法人会計の基準）第一条　社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。２　社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。３　この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。（会計原則）第二条　社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書(以下「計算関係書類」という。)並びに財産目録を作成しなければならない。一　計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。二　計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。三　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。四　重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。（総額表示）第二条の二　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額を持って表示しなければならない。（金額の表示の単位）第二条の三　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。第二章　会計帳簿(会計帳簿の作成)第三条　社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第四十五条の二十四第一項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。 | １　重要性の原則の適用について（会計基準省令第２条第１項第４号関係）重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。（１）消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。（２）保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。（３）引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。（４）取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。（５）ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。（６）法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。 | １　管理組織の確立（１）法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。また、内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。（２）会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。（３）施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配意する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。（４）法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。２　予算と経理（３）会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| （資産の評価）第四条　資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。２　有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。 | ８　リース取引に関する会計（会計基準省令第第４条第１項関係）１　リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。（１）「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。（２）ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。（３）ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。（４）オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。（５）ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース料総額から利息相当額を控除するものとする。２　利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法（各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法）によるものとする。３　リース取引については、以下の項目を計算書類に注記するものとする。（１）ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。（２）オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。13　外貨建の資産及び負債の決算時における換算について（会計基準省令第４条第１項、第22条第２項関係）外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。14　受贈、交換によって取得した資産について（会計基準省令第４条第１項関係）（１）通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。（２）交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。16　減価償却について（会計基準省令第４条第２項関係）（１）減価償却の対象耐用年数が１年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産（ただし、取得価額が少額のものは除く。以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。 | 20　リース会計についてア　リース会計処理について企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。なお、リース契約１件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が１年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取り扱い第８に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。イ　利息相当額の各期への配分についてリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができる。 ①運用上の取り扱い第８の定めによらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。 ②運用上の取り扱い第８の定めによらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。 なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（運用上の取り扱い第１で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、運用上の取り扱い第８に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10％未満である場合とする。17 減価償却について（１）減価償却の対象と単位減価償却は耐用年数が１年以上、かつ、原則として１個若しくは１組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として各資産ごととする。（２）残存価額ア　平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10％と |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ３　会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。４　受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。５　満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。６　棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。（負債の評価）第五条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。 | （２）減価償却の方法減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。また、ソフトウエア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。17　固定資産の使用価値の見積もりについて（会計基準省令第４条第３項関係）（１）使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。（２）使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。15　満期保有目的の債券の評価について（会計基準省令第４条第５項関係）満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 | する。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額（１円）まで償却を行うことができるものとする。イ　平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（１円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ウ　無形固定資産無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。（３）耐用年数耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。（４）償却率等減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添２（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。（５）減価償却計算期間の単位減価償却費の計算は、原則として１年を単位として行うものとする。ただし、年度の中途で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、１か月に満たない端数を生じた時はこれを１か月とする）として計算を行うものとする。（６）減価償却費の配分の基準ア　複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。イ　ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。27　固定資産管理台帳について基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。22　資産価値の下落について会計基準省令第４条第３項に規定する会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50％を超えて下落している場合をいうものとする。16　棚卸資産の会計処理等について　　棚卸資産については、原則として、資金収支計算書上は購入時に支出として処理するが、事業活動計算書上は当該棚卸資産を販売等した時に費用として処理するものとする。８　借入金の扱い借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は､借入目的に応じて､各拠点区分で処理することとする。なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書（運用上の取り扱い別紙３（①）） |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ２　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。一　賞与引当金二　退職給付引当金（純資産）第六条　基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。 | 18　引当金について（会計基準省令第５条第２項関係）（１）将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。（２）原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常１年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常１年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。（３）職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。（４）職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。11　基本金への組入れについて（会計基準省令第６条第１項、第22条第４項関係）会計基準省令第６条第１項に規定する基本金は以下のものとする。（１）社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額（２）前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 | を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。18　引当金について（１）徴収不能引当金についてア　徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。イ　ア以外の債権（以下「一般債権」という。）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。（２）賞与引当金について賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。（３）退職給付引当金について21を参照のこと。21　退職給付会計についてア　期末要支給額による算定について退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。イ　独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。ウ　都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。 なお、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。14　基本金について（１）基本金会計基準省令第６条第１項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金として計上する額とは、次に掲げる額をいう。ア　運用上の取り扱い第11（１）に規定する基本金について運用上の取り扱い第11（１）に規定する社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額と |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
|  | （３）施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。 | は、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせずに、国庫補助金等に含めて取り扱うものとする。なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めないものとする。イ　運用上の取り扱い第11（２）に規定する基本金について運用上の取り扱い第11（２）に規定する資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額とは、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。ウ　運用上の取り扱い第11（３）に規定する基本金について運用上の取り扱い第11（３）に規定する施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額とは、平成12年12月１日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第２（３）に規定する、当該法人の年間事業費の12分の１以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。（２）基本金の組入れ会計基準省令第６条第１項及び運用上の取り扱い第11に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。（３）基本金の取崩し運用上の取り扱い第12に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。（４）基本金明細書の作成基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（運用上の取り扱い別紙３（⑥））を作成し、それらの内容を記載することとする。９　寄附金の扱い（１）金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。（２）寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書（運用上の取り扱い別紙３（②））を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ２　国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。 | 　９　国庫補助金等特別積立金の取崩しについて（会計基準省令第６条第２項、22条第1項及び第４項関係）国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。10　国庫補助金等特別積立金への積立てについて（会計基準省令第６条第２項、第22条第４項関係）会計基準省令第６条第２項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。（１）施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。（２）設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。また、会計基準省令第６条第２項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。 | （３）共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は、施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設整備等寄附金収益として計上する。このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れるものとする。また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益として計上する。一方、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上する。また、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積立てることとする。15　国庫補助金等特別積立金について（１）国庫補助金等会計基準省令第６条第２項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等に含むものとする。また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。（２）国庫補助金等特別積立金の積立てア　国庫補助金等特別積立金の積立て会計基準省令第６条第２項及び運用上の取り扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、　最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。イ　国庫補助金等特別積立金の取崩し運用上の取り扱い第９に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ３　その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。 | 19　積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第６条第３項関係）当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。 | 施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。ウ　国庫補助金等特別積立金明細書の作成国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書（運用上の取り扱い別紙３（⑦））を作成し、それらの内容を記載することとする。10 各種補助金の扱い施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受け入れることとする（運用上の取り扱い別紙３（③）「補助金収事業等収益明細書」参照）。19 積立金と積立資産について（１）積立資産の積立て運用上の取り扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする（運用上の取り扱い別紙３（⑫）「積立金・積立資産明細書」参照）。（２）積立資産の積立ての時期積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるのであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後２か月を越えないうちに行うものとする。（３）就労支援事業に関する積立金就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しないものである。しかしながら、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、また、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。ア　工賃変動積立金毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。・各事業年度における積立額：過去３年間の平均工賃の10％以内・積立額の上限額：過去３年間の平均工賃の50％以内なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去３年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 第三章　計算関係書類第一節　総則（成立の日の貸借対照表）第七条　法第四十五条の二十七第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、社会福祉法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成される次条第一項第一号イからニまでに掲げるものとする。２　社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める書類の作成を省略することができる。一　事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二 |  | 当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できるものとする。イ　設備等整備積立金就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。・各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10％以内・積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75％以内なお、設備等整備積立金の積み立てにあっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。ウ　積立金の流用及び繰替使用積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て２か月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。（４）授産事業に関する積立金授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。」と規定していることから、原則として剰余金は発生しないものである。しかしながら、会計基準省令第６条第３項に規定する｢その他の積立金｣により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。３　決算決算に際しては、毎会計年度終了後３か月以内に、計算書類（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書）及び貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表）。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 　条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合　次条第一項第一号ロ　二　拠点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合　次条第一項第一号ロ、ハ及び二　三　事業区分において拠点区分の数が一である場合　次条第一項第一号ハ　（各会計年度に係る計算書類）第七条の二　法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。一　次に掲げる貸借対照表イ　法人単位貸借対照表ロ　貸借対照表内訳表ハ　事業区分貸借対照表内訳表ニ　拠点区分貸借対照表二　次に掲げる収支計算書イ　次に掲げる資金収支計算書（１）法人単位資金収支計算書（２）資金収支内訳表（３）事業区分資金収支内訳表（４）拠点区分資金収支計算書ロ　次に掲げる事業活動計算書（１）法人単位事業活動計算書（２）事業活動内訳表（３）事業区分事業活動内訳表（４）拠点区分事業活動計算書２　社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。一　事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合　前項第一号ロ並びに第二号イ(2)及びロ(2)二　拠点区分の数が一である場合　前項第一号ロ及びハ並びに第二号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)三　事業区分において拠点区分の数が一である場合　前項第一号ハ並びに第二号イ(3)及びロ(3)（総額表示）第八条　削除（金額の表示の単位）第九条　削除（会計の区分）第十条　社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。 | ２　拠点区分の方法について（会計基準省令第10条第１項関係）拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。 | ７　作成を省略できる計算書類の様式（１）事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は、会計基準省令第１号第２様式、第２号第２様式及び第３号第２様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。（２）拠点区分が１つの法人の場合拠点区分が１つの法人は、会計基準省令第１号第２様式、第１号第３様式、第２号第２様式、第２号第３様式、第３号第２様式及び第３号第３様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。（３）拠点区分が１つの事業区分の場合拠点区分が１つの事業区分は、会計基準省令第１号第３様式、第２号第３様式及び第３号第３様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。４　拠点区分及び事業区分について（１）拠点区分について拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって１つの拠点区分とする。公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ) |  | 業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。（２）拠点区分の原則的な方法ア　施設の取扱い次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとする。（ア）生活保護法第38条第１項に定める保護施設（イ）身体障害者福祉法第５条第１項に定める社会参加支援施設（ウ）老人福祉法第20条の４に定める養護老人ホーム（エ）老人福祉法第20条の５に定める特別養護老人ホーム（オ）老人福祉法第20条の６に定める軽費老人ホーム（カ）老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム（キ）売春防止法第36条に定める婦人保護施設（ク）児童福祉法第７条第１項に定める児童福祉施設（ケ）母子及び寡婦福祉法第39条第１項に定める母子福祉施設（コ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第11項に定める障害者支援施設（サ）介護保険法第８条第28項に定める介護老人保健施設（シ）医療法第１条の５に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く）なお、当該施設で一体的に実施されている（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。イ　事業所又は事務所の取扱い上記（ア）から（シ）まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。ウ　障害福祉サービスの取扱い障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「指定基準」という。）に規定する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（以下「指定施設基準」という。）に規定する一の指定障害者支援施設等（指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設においては、同一拠点区分として会計を処理することができる。また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設においては、同一拠点区分とすることができる。エ　その他新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。（３）事業区分について各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。なお、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点区分の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ２　拠点区分には、サービス区分(社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。)を設けなければならない。 | ３　サービス区分の方法について（会計基準省令第10条第２項関係）サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。（１）指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分（３）子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。 | ５　サービス区分について（１）サービス区分の意味サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。（２）サービス区分の方法ア　原則的な方法介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、運用上の取り扱い第３に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。イ　簡便的な方法次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。（ア）介護保険関係以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。・指定訪問介護、指定介護予防訪問介護と第１号訪問事業・指定通所介護、指定介護予防通所介護と第１号通所事業・指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護と第１号通所事業・指定介護予防支援と第１号介護予防ケアマネジメント事業・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業（イ）保育関係子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を経営する事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。（３）サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細書の作成について拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| （内部取引）第十一条　社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。第二節　資金収支計算書（資金収支計算書の内容）第十二条　資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。（資金収支計算書の資金の範囲）第十三条　支払資金は、流動資産及び流動負債(経常的な取引以外の取引によ | ４　内部取引の相殺消去について（会計基準省令第11条関係）社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の　　　　　　　残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書（別　紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））において相殺消去するものとする５　支払資金について（会計基準省令第13条関係）資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯 | 用上の取り扱い別紙３（⑩）のとおりとする。拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙３（⑪）のとおりとする。６　本部会計の区分について本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにも拘わらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（運用上の取り扱い別紙３（⑭））を作成するものとする。法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。23　内部取引の相殺消去について運用上の取り扱い第４に規定する内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点区分又はサービス区分から他の事業区分、拠点区分又はサービス区分への財貨又はサービスの提供を外部との取引と同様に収益（収入）・費用（支出）として処理した取引も含むものとする。例えば、就労支援事業のある拠点区分において製造した物品を他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益（収入）と給食費（支出）を、内部取引消去欄で相殺消去する取扱いをするものとする。11 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の繰入金収入及び繰入金支出を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙３（④）「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」参照）。また、拠点区分資金収支明細書（運用上の取り扱い別紙３（⑩））を作成した拠点においては、サービス区分間の繰入金収入及び繰入金支出を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙３（⑬）「サービス区分間繰入金明細書」参照）。12 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金（借入金）残高社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の貸付金（借入金）の残高を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙３（⑤）「事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書」参照）。また、拠点区分資金収支明細書（運用上の取り扱い別紙３（⑩））を作成した拠点区分においては、サービス区分間の貸付金（借入金）の残高を記載するものとする（運用上の取り扱い別紙３（⑭）「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書」参照）。２　予算と経理（１）法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| って生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。（資金収支計算の方法）第十四条　資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。２　資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。（資金収支計算書の区分）第十五条　資金収支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。一　事業活動による収支二　施設整備等による収支三　その他の活動による収支（資金収支計算書の構成）第十六条　前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む。)及び支出(支払利息支出を含む。)を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。２　前条第二号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。３　前条第三号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く。)及び支出(支払利息支出を除く。)並びに同条第一号及び第二号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第三号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。４　資金収支計算書には、第一項の事業活動資金収支差額、第二項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。５　法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。６　前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。 | 金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、１年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。７　共通支出及び共通費用の配分について（会計基準省令第14条第２項、20条第２項関係）資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの２つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。 | （２）法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。13　共通支出及び費用の配分方法（１）配分方法について共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添１のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添１に示すものにない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。（２）事務費と事業費の科目の取扱について「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）双方に計上するものとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| （資金収支計算書の種類及び様式）第十七条　法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。２　資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。３　拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。４　第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのとおりとする。（資金収支計算書の勘定科目）第十八条　資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。第三節　事業活動計算書（事業活動計算書の内容）第十九条　事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。（事業活動計算の方法）第二十条　事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。２　事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。（事業活動計算書の区分）第二十一条　事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。 | ７　共通支出及び共通費用の配分について（会計基準省令第14条第２項、20条第２項関係）〈再掲〉資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの２つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 25　計算書類の勘定科目及び注記について（１）計算書類の勘定科目勘定科目は別添３に定めるとおりとする。会計基準省令第１号第１～第３様式、第２号第１～第３様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略することができる。ただし、追加・修正はできないものとする。会計基準省令第１号第４様式、第２号第４様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。また、会計基準省令第３号第１～第４様式は、勘定科目の中区分までを記載し必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。運用上の取り扱い別紙３（⑩）及び別紙３（⑪）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。また、計算書類の様式又は別添３に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。13　共通支出及び費用の配分方法〈再掲〉（１）配分方法について共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添１のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添１に示すものにない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。（２）事務費と事業費の科目の取扱について「水道光熱費（支出）」、「燃料費（支出）」、「賃借料（支出）」、「保険料（支出）」については原則、事業費（支出）のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）双方に計上するものとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 一　サービス活動増減の部二　サービス活動外増減の部三　特別増減の部四　繰越活動増減差額の部（事業活動計算書の構成）第二十二条　前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。２　前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。３　事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。４　前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９　国庫補助金等特別積立金の取崩しについて（会計基準省令第６条第２項、22条第1項及び第４項関係）国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。13　外貨建の資産及び負債の決算時における換算について（会計基準省令第４条第１項、第22条第２項関係）外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。10　国庫補助金等特別積立金への積立てについて（会計基準省令第６条第２項、第22条第４項関係）会計基準省令第６条第２項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。（１）施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。（２）設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。また、会計基準省令第６条第２項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。11　基本金への組入れについて（会計基準省令第６条第１項、第22条第４項関係）〈再掲〉会計基準省令第６条第１項に規定する基本金は以下のものとする。（１）社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額（２）前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額（３）施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益 |  |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ５　事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。６　前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。（事業活動計算書の種類及び様式）第二十三条　法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。２　事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。３　拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。４　第一項から前項までの様式は、第二号第一様式から第四様式までのとおりとする。（事業活動計算書の勘定科目）第二十四条　事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。第四節　貸借対照表（貸借対照表の内容）第二十五条　貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。（貸借対照表の区分）第二十六条　貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。２　純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。（貸借対照表の種類及び様式）第二十七条　法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。２　貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。３　拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。４　第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。（貸借対照表の勘定科目）第二十八条　貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。第五節　計算書類の注記第二十九条　計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 | に計上した後、その利益に相当する額を基本金繰入額として特別費用に計上して行う。12　基本金の取崩しについて（会計基準省令第22条第６項関係）社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。６　資産及び負債の流動と固定の区分について（会計基準省令第26条第１項関係）未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で１年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。24　計算書類に対する注記について（会計基準省令第29条関係）法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙１及び別紙２ | 25　計算書類の勘定科目及び注記について（２）計算書類に対する注記 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 一　会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下この号において「継続事業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項二　資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針三　重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額四　法人で採用する退職給付制度五　法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分六　基本財産の増減の内容及び金額七　基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額八　担保に供している資産に関する事項九　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高十　債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高十一　満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益十二　関連当事者との取引の内容に関する事項十三　重要な偶発債務十四　重要な後発事象 | のとおりとする。なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第３号第３様式の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第３号第４様式の後に記載するものとする。20　重要な会計方針の開示について（会計基準省令第29条第１項第２号関係）重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。21　関連当事者との取引の内容について（会計基準省令第29条第１項第12号、第２項関係）１　関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。（１）当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当　該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合（２）当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業（３）当該社会福祉法人と関連当事者との関係（４）取引の内容（５）取引の種類別の取引金額（６）取引条件及び取引条件の決定方針（７）取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高（８）取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容２　関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、１に規定する注記を要しない。（１）一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引（２）役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い　　　22　重要な後発事象について（会計基準省令第29条第１項第14号関係） | 計算書類に対する注記は、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、会計基準省令第29条第１項第１号、第３号、第９号及び第10号を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。26　関連当事者との取引について運用上の取り扱い第21における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。（２）関連当事者との取引に係る開示対象範囲ア　上記（１）ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。イ　支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引　①事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引　　サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。　　　　特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示は要しないものとする。　　　②貸借対照表項目に係る関連当事者との取引　貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 十五　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項２　前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。一　当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者二　前号に掲げる者の近親者三　前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人四　支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第６号において同じ。）　五　被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。）六　当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人 | 後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。（１）火災、出水等による重大な損害の発生（２）施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け（３）重要な係争事件の発生又は解決（４）重要な徴収不能額の発生なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならない。23　その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態　を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第１項第15号関係）会計基準省令第29条第１項15号に規定する「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準省令に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。（１）状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項（２）法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項（３）勘定科目の内容について特に説明を要する事項（４）法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 | 　　　　（１）関連当事者の範囲ア　当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者（３親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。）①当該役員又は評議員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者②当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者③①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者イ　当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人　　　ウ　支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）　　　　次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする。　　　　・他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該社会福祉法人の評議員会　　　　の構成員の過半数を占めていること。　　　エ　被支配法人（当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。）　　　　次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。　　　　・当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員である者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| ３　前項第四号及び第五号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支　配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五　十を超えることをいう。　一　一の法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員　二　一の法人の職員４　計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。第六節　附属明細書（附属明細書の構成）第三十条　法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。一　借入金明細書二　寄附金収益明細書三　補助金事業等収益明細書四　事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書五　事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書六　基本金明細書七　国庫補助金等特別積立金明細書八　基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書九　引当金明細書十　拠点区分資金収支明細書十一　拠点区分事業活動明細書十二　積立金・積立資産明細書十三　サービス区分間繰入金明細書十四　サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書十五　就労支援事業別事業活動明細書十六　就労支援事業製造原価明細書十七　就労支援事業販管費明細書十八　就労支援事業明細書十九　授産事業費用明細書２　附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。３　社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長(次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。)が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。４　第二項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。 | 25　附属明細書について（会計基準省令第30条関係）会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。（１）法人全体で作成する附属明細書（別紙３（①）から別紙３（⑦））以下の附属明細書は、法人全体で作成するものとし、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。（別紙３（①））借入金明細書（別紙３（②））寄附金収益明細書（別紙３（③））補助金事業等収益明細書（別紙３（④））事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（別紙３（⑤））事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙３（⑥））基本金明細書（別紙３（⑦））国庫補助金等特別積立金明細書（２）拠点区分で作成する附属明細書（別紙３（⑧）から別紙３（⑲））ア　拠点区分で作成する附属明細書以下の附属明細書は、拠点区分ごとに作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。（別紙３（⑧））基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙３（⑨））引当金明細書（別紙３（⑩））拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑪））拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑫））積立金・積立資産明細書（別紙３（⑬））サービス区分間繰入金明細書（別紙３（⑭））サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙３（⑮））就労支援事業別事業活動明細書（別紙３（⑮－2））就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙３（⑯））就労支援事業製造原価明細書（別紙３（⑯－2））就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）（別紙３（⑰））就労支援事業販管費明細書（別紙３（⑰－2））就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）（別紙３（⑱））就労支援事業明細書（別紙３（⑱－2））就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）（別紙３（⑲））授産事業費用明細書イ　基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙３（⑧））の取扱い | 　　　オ　当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人　　　　　当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人とは、支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人とする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
|  | 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書では、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）の種類ごとの残高等を記載するものとする。なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。ウ　拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））の取扱い介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））の作成は省略することができる。子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））の作成は省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。また、サービス区分が１つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））の作成を省略できる。上記に従い、拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））又は拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））を省略する場合には、計算書類に対する注記（拠点区分用）「４．拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載するものとする。エ　就労支援事業に関する明細書（別紙３（⑮）から別紙（⑱－2））の取扱い就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。（ア）対象範囲就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第13項に規定する就労移行支援②同法施行規則第６条第10項第１号に規定する就労継続支援Ａ型③同法施行規則第６条第10項第２号に規定する就労継続支援Ｂ型また、同法第５条第６項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。（イ）就労支援事業別事業活動明細書（別紙３（⑮）又は別紙３（⑮－2））について就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。①就労支援事業所で製造した製品を販売する場合（就労支援事業販売原価）＝（期首製品（商品）棚卸高）+（当期就労支援事業製造原価）－（期末製品（商品）棚卸高）②就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合（就労支援事業販売原価）＝（期首製品（商品）棚卸高）＋（当期就労支援事業仕入高）－（期末製品（商品）棚卸高）（ウ）就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書（別紙３（⑯）から別紙３（⑰－2））について就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」（別紙３（⑯） |  |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
|  | 又は別紙３（⑯－2））、「就労支援事業販管費明細書」（別紙３（⑰）又は別紙３（⑰－2））を作成するものとするが、その取扱いは以下のとおりである。①「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業製造原価明細書に計上される。また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等（以下「就労支援事業指導員等」という。）の給与及び退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。②「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上される。また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。③「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。なお、この場合において、別紙３（⑮）又は別紙（⑮－2）の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別毎の区分は不要とする。（エ）就労支援事業明細書（別紙３（⑱）又は別紙３（⑱－2））について サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書（別紙３（⑯）又は別紙３（⑯－2））」及び「就労支援事業販管費明細書（別紙３（⑰）又は別紙３（⑰－2））」の作成に替えて、「就労支援事業明細書（別紙３（⑱）又は別紙（⑱－2））」を作成すれば足りることとする。 この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、 (材料費）＝（期首材料棚卸高）＋（当期材料仕入高）－（期末材料棚卸高）とする。 なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。また、別紙３（⑮）又は別紙３（⑮－2）の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。 また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することもできる。 オ　授産事業に関する明細書（別紙３（⑲））の取扱い授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。（ア）対象範囲授産事業の範囲は以下のとおりとする。①生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設②社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設（イ）授産事業費用明細書について授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人においては｢授産事業費用明細書｣（別紙３（⑲））を作成し、授産事業に関する管理を適切に行うものとする。 |  |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 第七節　財産目録（財産目録の内容）第三十一条　法第四十五条の三十四第一項第一号の財産目録は、当該会計年度末現在（社会福祉法人の設立の日における財産目録は、当該社会福祉法人の設立の日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。（財産目録の区分）第三十二条　財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。（財産目録の金額）第三十三条　財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。（財産目録の種類及び様式）第三十四条　財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。 | 26　財産目録について（会計基準省令第34条関係）財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙４のとおりとする。＜各種様式＞別紙１　計算書類に対する注記（法人全体用）別紙２　計算書類に対する注記（拠点区分用）別紙３　附属明細書①～⑲別紙４　財産目録 | 24　法人税、住民税及び事業税についてア　事業活動計算書への記載法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動計算書等の特別増減差額と当期活動増減差額の間に以下の欄を追加するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | 当年度決算(A) | 前年度決算(B) | 増減(A)-(B) |
| 特別増減の部 | 特別増減差額(10)=(8)-(9) |  |  |  |
| 税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10) |  |  |  |
| 法人税、住民税及び事業税(12) |  |  |  |
| 法人税等調整額(13) |  |  |  |
| 当期活動増減差額(14)=(11)-(12)- (13) |  |  |  |

なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額」欄の追加は不要となる。「繰越活動増減差額の部」の各項目に右記した番号は順次繰り下げるものとする。イ　資金収支計算書への記載　　法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、拠点区分資金収支計算書の事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」及び「法人税等調整額支出」を追加するものとする。　　なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額支出」の追加は不要となる。ウ　貸借対照表への記載確定した法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、その発生原因に関連した資産・負債の分類又は将来における税効果の実現する時期が貸借照表日の翌日から起算して１年以内か否かにより、当該科目名をもって流動資産又は固定資産及び流動負債又は固定負債に区分にして記載するものとする。 |

◇社会福祉法人会計処理に係る厚生労働省令及び通知対比表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 社会福祉法人会計基準 | 社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い | 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」 |
| 附　則（施行期日）１　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。（社会福祉法人会計基準の一部改正に伴う経過措置）２　第四条の規定による改正後の社会福祉法人会計基準の規定は、平成二十九年四月一日以降に開始する会計年度に係る計算関係書類（同省令第二条に規定する計算関係書類をいう。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。）の作成について適用し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る計算書類等（第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準第二条に規定する計算書類等をいう。）の作成については、第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準の規定を適用する。 |  |  |